

平成27年6月定例会 総務委員会委員長報告

6番 小泉 栄正でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第80号 平成27年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費、13目 交通政策費について、申し上げます。

バリアフリー法に基づく国の基本方針では、鉄道事業者は、原則として平成32年度までに、1日当たりの平均利用者数3,000人以上の鉄道駅について、国及び地方公共団体の支援の下、可能な限りのバリアフリー化を行うこととしております。

本補正予算においては、基準を満たすJR川中島駅のバリアフリー化を進めるため、JRが実施する概略設計に対する補助金として、412万3,000円が計上されています。鉄道駅のバリアフリー化は、住みやすく人にやさしいまちづくりを推進する上で重要な事業であることから、鉄道事業者と共に積極的な取組を求めるものであります。

なお、市内においては、国の基本方針の基準を満たす鉄道駅として、川中島駅その他、北しなの線の北長野駅及び三才駅があります。今後はこれらの駅についても、北しなの線の経営状況や駅利用者数を把握しながら、実施主体である、しなの鉄道と整備に向けて協議を進めるよう要望いたしました。

次に、市民生活部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、マイナンバー制度についてであります。

マイナンバーは、本年10月5日以降、地方公共団体情報システム機構から国民一人一人に順次通知される12桁の番号であり、平成28年1月からは社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続において必要となるもので、希望者には個人番号カード

が交付されるということでもあります。

市の対応について、市民の皆様へ、制度の概要を分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ながら適切に業務を進めるとともに、個人情報保護に万全を期すよう要望いたしました。

2点目は、支所の職員体制についてであります。

地域の活性化や課題解決に向けた地域力向上を図るため、支所機能の充実・強化が求められておりますが、今年度から人員が削減された支所もあるのが実態であります。支所は、市民窓口サービスを提供するだけでなく、住民自治協議会の活動拠点、防災拠点、さらに地域力向上の拠点でもあることから、市民サービス向上と地域住民への支援のため、十分な人員を確保するよう要望いたしました。

また、地域において、住民活動支援の中心的役割を担う支所長には、各地域の実情に精通し、課題を的確に把握した上で、地域特性に応じた支援を展開していくことが求められております。地域の個性を生かしたまちづくりを着実に推進するため、各支所長がその力を十分に発揮できるよう、支所長の在任期間について、できるだけ考慮していただくよう併せて要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について申し上げます。

新第一庁舎及び長野市芸術館の免震装置に、東洋ゴム工業株式会社の不正による不適合製品を使用していることについて、閉会中に委員会を開催し、今後の対応策及び全体工期への影響について調査を行ったところであります。

市では、不適合製品を全て株式会社ブリヂストンの製品に取り替える方針を決定し、その手続を速やかに進めているところであり、予定どおり平成28年1月の第一庁舎開庁、平成28年5月の芸術館開館を目指していくということでもあります。

そこで、製品の取替えに当たっては、建物の改造が必要な10基について交換前の工事も含めて優先的に検討し、ブリヂストン社製品の納期を早急に確定するとともに、専門業者を早期に確保するよう要望いたしました。

また、今後のスケジュールについては、工事の安全と施工品質を最優先にしながら、議会及び市民に対し、できるだけ早く説明を行うとともに、取替工事に伴う新たな費用負担が生ずることのないよう、施工者と十分に協議するよう要望いたしました。

さらに、免震材料の認定を行った国土交通省に対して、国としてこの問題にしっかり対応していくよう市当局から強く要請するとともに、施工者である前田・飯島建設共同企業体に対しては、工事契約の確実な履行を求める要請への誠意ある対応を求めるよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

公共事業等の入札によって生ずる差金は、原則として執行を認めないこととされていますが、緊急性を有する事業については、財政健全化とのバランスを考慮しつつ、できるだけその活用を図っていくよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

4月5日に始まった善光寺御開帳は大盛況のうちに5月末で閉幕いたしました。

善光寺事務局の発表によれば、御開帳期間中の参拝客は707万人に上り、過去最高を記録するとともに、中心市街地は大変なにぎわいでありました。

これは、北陸新幹線の金沢延伸を初め、報道各社に全国放送で御開帳を取り上げていただいたことや、午後9時まで善光寺本堂と回向柱をライトアップしたことに加え、中央通りの歩行者優先道路化と、ウェルカム長野2015実行委員会が取り組んだ「日本一の門前町 大縁日」などによる効果と受け止めております。関係者各位に感謝申し上げる次第であります。

また、交通渋滞対策については、シャトルバスや電車への乗換え、中心市街地の民間駐車場への誘導など、様々な渋滞緩和策の取組に加えて、専用ホームページや交通情報板などによる情報発信を強化したことにより、一定の成果を上げることができたことから、次回の御開帳においても、その取組をつなげるよう要望いたしました。

さらに、新幹線延伸効果を御開帳後にも継続して発揮できるよう、多方面から取組を進めるよう併せて要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第5号 集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法案の廃案を求める請願、請願第6号 戦争につながる安全保障関連2法案を廃案にするよう国に

意見書を提出することを求める請願、請願第7号「戦争法」制定に反対する請願、請願第8号「平和安全法制」という名の「戦争法案」の撤回を求める請願について申し上げます。

以上4件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「平成27年3月の議会で、国に法制化推進の意見書を提出してから、この3か月の間に、自民党や公明党がこの法案を一生懸命説明してきたが、どんなに説明しても相変わらず分からない。世論調査でも国民の87パーセントが説明不足と回答した。憲法審査会では自民党が推薦した憲法学者も違憲と述べた。内閣法制局の元長官が何人も違憲と言っている。これまでは戦闘地域に自衛隊は行ってはいけないということになっていたが、今度は戦闘地域に行ってしまう場合は武力を行使してもいいということで、当然反撃される、応戦するということが戦争への道へ入って行ってしまふ。参考人の皆さんの思いを受けて、日本の在り方を変えてはいけない。憲法があったから、殺さずに、死なずにすんだのだから、憲法をしっかり守っていこうという思いを受け止めなければならない。」、「平成27年3月議会ではこれからの国会審議の状況を見た上でやるべきだと言って継続審査を求めた。その結果、やはりこうやって市民の間からはいろいろな不安や、あるいは国会会期を最大に延長しなければいけないというような状況になっている。そういう意味では、この種の問題はこれ以上踏み込むとなると、憲法改正しか道はない。だから、やはり国民の求めや声を聞いた上でやるべきであって、解釈の仕方、説明の仕方によって変わってくるような法の整備というのは、いかなるものか。そういう意味では率直に市民の不安や求めを、地方議会としてもっと謙虚な気持ちで国へ意見書として伝えていくべきだ。それが地方自治法に基づいた考え方である。」、「実際に、国の存立が脅かされたと判断するのは、日本政府であり、それが集団的自衛権の発動の根拠になる。今回の10本の一括法案ともう一つの法案の一つ一つの改正を見れば、今まで日本の自衛隊が憲法第9条の制約で派遣されていなかったところにまで、他国の要請に応じて派遣されることになる。そのことが結果的には、武力の行使、そして殺されるということになるし、市民は望んでないので廃案にするしかない。」、「政府与党が、国会史上初めて95日間も会期を延長して9月27日までやって、この法案を何が何でも通そうとしているのは、絶対

に認められない。長野市民の思いを国会に上げてくれというこの請願に対して、私たちはきちんとそれを受け止めて通していくべきである。本来、会期中で明確な答弁をして、国民の納得を得なくてはならないので、本国会で採決をしないというのが良い。」「日本の周辺国との情勢が変わったということであるが、外国が日本の国土を攻撃してきた場合、今ある周辺事態法、武力攻撃事態法で定められている個別的自衛権で十分対応が可能である。その状況の中で集団的自衛権の行使を容認していることに大きな問題がある。」「私たちはこの請願に対して、長野市民の暮らしに及ぼす影響というものを引き寄せて考えていかなければいけない。政府の安保法制が通ると、自衛隊に新たな役割が加わり、集団的自衛権の行使、世界中の戦争の後方支援が可能になる。毎年の自衛官の採用数は、当然もっと採用しなければならないという現実が起こってくる。若年の人口数が減少していく人口減少時代に入ったこの国で自衛のためとは言え、有事の範囲を広げること自体が非現実的である。今現実的に迫っている長野市の現状というものをきちっと考えるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「平和を守るべきであるが、今回は事情が違い、尖閣諸島や日本海の問題など日本を取り巻く状況が変わってきていて、自国をきちんと守れる法律を持っていないと攻められるというのが前提にあるように思う。もう一度、国においてきちんと精査して、戦争がないような法案にしてほしい。国自身も考え直せよというものを出すべきである。」「憲法制定当時と日本を取り巻く状況がかなり変わっている。今の状況に合った対応をするには、現憲法の中で何とか対応できないかという中で、最大の論点は個別的自衛権と集団的自衛権の問題である。国会が延長されるようなので、我々に分かるように法律の内容について説明できるようにしてもらいたい。我々が市民の皆さんにどう説明責任を果たしていくかはこれからだ。すぐ廃案というのではなく、日本のおかれている状況からすれば、何もしない訳にはいかないという現状認識である。」「衆院平和安全法制特別委員会での横畠内閣法制局長官の発言では、今回の閣議決定は、これまでの憲法第9条を巡る議論と整合する合理的な解釈の範囲内のもの、いわゆる解釈改憲には当たらないと考えている、と明確に述べている。それに基づく今回の法整備は進めるべきである。」「新3要件を普通に読めば、ここにある我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険

があるという歯止めがまずある。さらに、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないことが二番目の歯止めで、三番目に必要最小限度の実力行使にとどめるべきという歯止めがある。これはどう読んでも他国を守るための集団的自衛権を行使ができない、あくまでも内容としては個別的自衛権の範囲内である。」「国会の議論が足りないことに関してはしっかりした説明を政府に求めなければいけない。国民の多くがまだまだ理解不十分なところも多々あると思うので、今の政府からの説明をしっかりと求めた上で判断していきたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第9号 国会及び政府に対し、「民主主義・地方自治の堅持を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「このような趣旨の請願は大変注目されているので、採択して国に意見書を出すべきである。」「翁長氏が沖縄県知事に当選したことは、辺野古に基地を造らないでほしいという県民の思いの結果であり、大事にしなければならない。」「国は原発、TPPの問題についても、住民救済せず、自己反省もなく推進している。本市でも都市圏構想で都市機能集約化を進める中で、国が交付税を使って地方へ誘導をかけている現状を考えると、意見書を出すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「辺野古へ行ってきたが、知事選の結果を見ると県民の意見は割れているのが実情である。意見書の出し方として適切であると言えない。」「基地の辺野古移転については、沖縄知事選の前に既に決まっていたという経過がある。」「請願趣旨の後半で、住民自治、団体自治を無視して、と書いてあるが、無視はしておらず、話をする機会は設けているので、これは行き過ぎた表現である。」との意見が出されました。

また、請願を継続審査とすべきものとして、「この種の請願はいろいろな課題を抱えているので、もう少し検討してから国へ意見書を出すべきであるので、継続審査を求める。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず、継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決さ

れ、引き続き採決を行った結果、同じく賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第10号 長野市市税条例の一部を改正する条例に関する請願について申し上げます。

採択すべきものとして、「アベノミクスによって、若干景気の回復が見受けられるが、地方はまだ景気が回復したという実感が持てない経済状況であることから、請願事項のとおりもう少し特例を延長していただきたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は、市に対して対応を求めていますので、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。